2　前項の者は、年金手帳を所持し、かつ、当該年金手帳に記載されている氏名に変更があるときは、変更前の氏名を同項の申請書に付記しなければならない。

3　第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　第一項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

（任意単独被保険者の資格喪失認可の申請）

第五条　法第十一条の規定による認可を受けようとする者は、事業主にその旨を申し出た上、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二～四　（略）

（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請）

第五条の二　法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。以下同じ。）の同項の規定による資格取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。

一　氏名、生年月日及び住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二～七　（略）

2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　生年月日に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により申出者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができないときに限る。）

二　前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～七　（略）

3　法附則第四条の五第一項の規定による被保険者の資格の取得の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二～四　（略）

4　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により申請者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～七　（略）

2　前項の者は、年金手帳を所持しているときは、同項の申請書には、その年金手帳を添えなければならない。この場合において、年金手帳に記載されている氏名に変更があるときは、変更前の氏名を同項の申請書に付記しなければならない。

3　第一項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　年金手帳を所持しているときは、年金手帳（年金手帳を添えることができないときは、その事由書）

二・三　（略）

（任意単独被保険者の資格喪失認可の申請）

第五条　法第十一条の規定による認可を受けようとする者は、事業主にその旨を申し出た上、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一　被保険者の生年月日及び住所

（新設）

二～四　（略）

（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請）

第五条の二　法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。以下同じ。）の同項の規定による資格取得の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。

一　申出者の生年月日及び住所

（新設）

二～七　（略）

2　前項の申出書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　生年月日に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本

二　年金手帳を所持しているときは、年金手帳（年金手帳を添えることができないときは、その事由書）

三～七　（略）

3　法附則第四条の五第一項の規定による被保険者の資格の取得の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一　申請者の生年月日及び住所

（新設）

二～四　（略）

4　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

二　年金手帳を所持しているときは、年金手帳（年金手帳を添えることができないときは、その事由書）

三～七　（略）